

## 第2回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

### 1 会議名

第2回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

### 2 開催日時

平成29年11月20日（月）午前10時00分～午後0時12分

### 3 開催場所

北杜市役所 北館 大会議室

### 4 出席者（敬称略）

#### 出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

塙喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

金丸哲也（金丸正幸代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

高尾康太（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

坂本清彦（学識経験者）

佐藤長英（学識経験者）

篠原充（学識経験者）

松本真由美（学識経験者）

#### 欠席委員

なし

#### 事務局

赤羽久（建設部長）

中山和彦（生活環境部環境課長）

小澤章夫（産業観光部農政課長）

内藤肇（産業観光部林政課長）  
植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）  
田丸敬一（生活環境部環境課環境保全担当）  
有賀英敏（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）  
末木陽一（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）  
千野裕介（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

相吉正一  
加藤紀雄

5 議事

太陽光等再生可能エネルギー発電設備（設置）について

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

27名           報道関係者   5社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

（事務局） 本日の委員につきまして欠席のご連絡をいただいておりますが、1名様  
がまだ来られておりません。設置要綱第7条第3項により、会議が成立するこ  
とをご報告いたします。また、事業者につきましては自然電力株式会社の佐々  
木様の代理人といたしまして高尾様、株式会社カナマルの金丸様の代理人と  
いたしまして金丸様のご出席をいただいておりますのでご報告申し上げます。  
また、過半数のご出席をいただいておりますので、設置要綱第7条第3項の規  
定により会議は成立していることをご報告いたします。

本日の委員会の公開につきまして、北杜市審議会等の公開に関する要綱にお  
いて原則公開としております。また、非公開に該当する事項も含まれていない  
と考えております。また要綱において、予め公開・非公開の協議を行なうこと  
とあり、会議の開催におきましてご連絡申し上げましたが、ご意見等はござい  
ませんでしたのでご報告いたします。公開とすることを確認させていただき  
たいと思います。よろしく申し上げます。また、本日の委員会の開催につつま  
して事前に受付を行なったところ、27名の傍聴希望者がありましたのでご

報告します。また、報道関係者については5社の希望がございました。傍聴人の皆様には傍聴要綱を遵守されますようお願いいたします。それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。まず、開会の言葉を坂本副委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(副委員長) おはようございます。大分寒くなって参りまして、委員の皆様、若干遅れている方もいるかもしれませんが全員ご出席いただきましてありがとうございます。また多くの方に傍聴していただいているということで、ありがとうございます。それではこれから、第2回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開会いたします。

(事務局) ありがとうございます。続きまして、委員長より挨拶をいただきます。篠原委員長よろしくお願いいたします。

(委員長) 皆様改めましておはようございます。今朝ほどは大変厳しい寒さとなりましたが、委員の皆様には本日は午前中の開催となりまして、大変慌ただしい中をご出席いただきましてありがとうございます。また、遠方よりお越しの委員お二方には、早朝のご移動にも関わらずご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、前回第1回目の委員会につきましては時間の都合により議事へと移ることは叶いませんでしたが、これも委員の皆様の委員会にかける強い意気込みというふうに思っているところでございます。言い換えれば、前は十分なウォーミングアップにもなったかと思っておりますので、今回はスムーズに進行していくものと期待しているところでございます。それでは、委員の皆様には積極的なご意見をお願いすることはもとより、この委員会委員全員に公平な発言の機会があるということを念頭に会議に臨んでいただきますことをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) ありがとうございます。次に議事に入ります。議長につきましては設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議長になるとされております。ここからは篠原委員長に議長として議事進行をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議長) それでは議長を務めさせていただきます。着席のまま進めさせていただきますがよろしくお願いいたします。これより議事に移りますが、スムーズな進行ができますよう改めましてご協力をお願いいたします。また、本日の委員会を傍聴する報道関係者の皆様を報告します。山梨日日新聞、朝日新聞、日本工業経済新聞、週刊ダイヤモンド、山梨放送でございます。報道関係者からは、写真の撮影、録音、テレビ撮影の申し出がございましたが、これを許可してもよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし。

(議長) 異議なしという声ございましたので、報道関係者の皆様には事務局の指示に従いまして、議事に支障のないようお願いいたします。次に会議録でございます。北杜市審議会等会議の公開に関する要綱第8条の規定により、会議の会

議録を作成し、公表することとなっております。会議で指名する者2名以上の署名が必要となっております。会議録の署名には特段の定めがないようですので、私をご指名したいと思います、相吉委員、加藤委員にお願いしたいと思います、よろしくお願いします。

(委員) 毎回同じということですか。

(議長) 会議録については会議の冒頭でまた指名させていただきます。よろしいでしょうか。それでは早速議事に入ります。手元の次第に基づきます。議事につきましては、太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置についてといたしまして、前回予定されていたものでございます。今回の会議の開催通知においてご連絡申し上げましたが、委員相互の意見や考えを抽出するため、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。尚、順番にお願いすることはいたしませんので、ご意見やお考えを述べられたい方は挙手の上、お名前を言っていただいからご発言をお願いいたします。尚、会議の時間の制約もございしますので、ご発言は3分程度でお願いしたいと思います。公平性を保つために15秒くらい前にお声がけをさせていただきますが、何卒よろしくお願いたします。また、個別の案件を取り上げる場合もある委員会でございますので、個別の案件はご自身の意見を補足するものとしていただきたいというふうにお願申し上げます。

(委員) 15秒前というのはどういうことですか。

(議長) 3分程のお時間をいただければと思います。際限がなくならないように15秒くらい前にお声がけを事務局からよろしいですか。お願いします。それでは、ご意見がございましたら挙手をお願いします。はい。

(委員) 皆さんおはようございます。議事の冒頭に挙がって、ちょっと私から意見を言いたいところがございまして提案したいと思います。この委員会は、意見が衝突して白熱した議論になろうかと思うのですが、その中でも公正な運営が必要ではないかと特に思います。それは委員長、副委員長がやっていただけだと思いますが、公正という点で、一つ私が前回の委員会で疑問に思ったことを申し上げます。学識経験者の性質について、ちょっと納得いかないなと思っています。私も長いこと企業におり、色々な学識経験者の意見を聞いたことがございまして、その経験から判断して今回選ばれた方々は本当に学識経験者かというところに大いに疑問があります。特に、4人の中で別に個人を攻撃するつもりはまったくないのですが、委員長と副委員長はどういう点で学問的な専門性があるのかということにも疑問があります。お二方、単なる一介の企業人ですよね。そういう意味で、学識経験や専門性がどの程度あるのかという疑問がありますし、何よりも中立性ということにおいて申し上げますと、委員長は太陽光エネルギーを推進する立場ですよね。そういう協議会に入っておられますし。それから委員におきましては、太陽光の評価・試験を事業でやっておられますから、直接、太陽光の拡大というのは企業の利益に繋がるということで、そういう意味でも大変中立性に疑問を感じる次第です。そういう中で、

ちょっと事務局に確認したいのですが、学識経験者の選考にあたってはそれなりの選考基準があると思うのですが、それについて説明していただき、私なりに納得したいと思いますのでよろしく願いいたします。

(議長) 事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 今回事務局において、学識ということで、再生可能エネルギー発電事業、また地球温暖化対策、また法令等に関して精通な方ということで選定をさせていただきました。委員長については、一般廃棄物もございますが地球温暖化対策に非常に取り組んでいるといった観点から、選任をさせていただきました。また、副委員長につきましては第三者機関として非常に太陽光について知識があるというところで選任をさせていただきました。以上です。

(議長) ありがとうございます。

(委員) 例えば具体的にお話いたします。第三者機関と仰っておりますが、別に公正な機関というよりは、それは事業として行なっている機関ですよね。ですから第三者というのがどうもはっきり私には理解できない。というのは先ほど言いましたように、これを事業としてやっておられるわけですから、当然太陽光が発展すればするほど企業としてはそれだけ事業を拡大していくということなので、そういう面で本当に中立的な立場なのかということに、私は大いに疑問を感じる次第です。その点はどうでしょうか。中立性という面できちんと説明していただきたいのですが。

(事務局) 中立性という言葉ではなく、会社として色々な試験をしているということになれば、当然公平にその製品に対して検査をしているというようなところで、中立的という話は、おそらく委員長を決めるときに中立的な立場という話があったかと思うのですが、今回選定にあたっては、発電事業者に対するそういった業務をやっている、色々なところで太陽光に対する意見もありますが、そこも公平なご意見をいただければと考えて選定をさせていただきました。

(委員) 私もこれを長々と議論をやり、議事の進行を差し止めるつもりは更々ないのでこれくらいにしておきますが、そういう意味でも特に委員長と副委員長に関しては、この議事に関して中立・公正な立場で、特に学識経験者ということですから、そういう立場でお願いしたいと思います。以上です。

(議長) ありがとうございます。他にご質問等ありますでしょうか。どうぞ。

(委員) おはようございます。議員の代表ですが、今委員が仰ったことと繰り返しになるのですが、私は第1回目のときに市長から委嘱を受けたときにも今と同じような感想を持ちました。学識というと、一つの部分について研究をされて、それについての見識を持っている方が選ばれてくるのかなと思っていたら、第1回目の初対面でそこでこの人駄目ですと言える立場でなかったし、それこそせっかくつくられた検討委員会が壊れてしまいますから、あの経過を経て、委員長、副委員長がそれぞれ選ばれたことは認めなければならないと思います。一つ紹介したいのが、明野の処分場の問題が2、3年前に山梨県でありました。あの時に安全管理委員会を県が委嘱しました。そのときに5人の学識

経験者が選任されて県が選んだのですが、そのときには例えば山梨大学の大学院の金子先生は環境工学専門、山梨大学の同じく中村先生は水質工学専門、それから広島大学の澤先生は材料工学、鈴木先生は電気工学、こういう方々が処分場を巡って心配している住民側に立ったかどうか評価はしていないのですが、とにかくその先生方が専門の知識を活かして自らの研究室へ持って帰って研究されたり、自分がこれまで何十年とかかかってきた知識を安全管理委員会に活かしたことは事実なんですね。そういう方が選ばれるだろうと思っていました。さっき公平という意見が事務局からありましたけれど、この検討委員会が例えばこういう厳しい条例が必要だと市長に答申して提言をした、ゆくゆくそういう条例ができたときに、やはりそれに損得の関わる人がこの委員会の中で議論するというはそぐわないなと思います。そういう意味でも、純粋に学識を発揮していただける方が選ばれるのかなと思っていました。これ以上は言いませんが、先ほど委員が仰ったとおり、私も一回うんと強調させていただきました。委員長、副委員長に選任された時点で中立的な立場でやってほしいと言いましたので是非そういう立場で頑張っていたきたいと思います。

(大友委員入室)

(議長) わかりました。どうぞ。

(委員) 今回の副委員長への意見なのですが、私自身、前回自己紹介で紹介してお話しましたように、私も分析・評価技術の会社に40年以上いたのですが、そういう面では委員がやっていらっしゃる事業は、非常に私は興味を持って聞いていました。実は昨日、副委員長が属していらっしゃるケミトックスのホームページを拝見させていただきました。たまたま開いたのですが、その中にこういうことが書いてありました。採用情報がありまして、現在電気技術者3名の採用募集がされています。仕事の内容として、色々書いてあるのですが、その中で太陽電池の試験をするとくに配属されて、主に太陽電池システムのメンテナンスを行なっていただきます。直流側の太陽電池の動作点検と性能評価、あるいは直流を交流に変換するPCSの専門評価を行なう仕事だと。更に他の太陽電池の施設に向く際は採用者は2、3日の作業となるようなそういう仕事ですと、紹介がありました。そういうことでまずメンテナンスをする。メンテナンスの中で評価をするのか、メンテナンスという仕事は問わず性能評価という仕事以外に事業としてやられているのかちょっと疑問に思いました。特に、ご存知のように太陽光パネル発電施設はメンテナンスが非常に大事であるといわれているので、色々調べていきますと、国のガイダンスに書いていたのですが、例えば2章に適切な事業実施のために必要な措置ということで、第2節に設計・施工ということがあり、保守点検、維持管理の際に必要な作業ができるように考慮した設計を行なうというときに、いわゆる設計者のほうが最終的にメンテナンスする会社が事業体として違う可能性がある。設計の段階でメンテナンスを会社等に相談してくださいということがあり、事実と

して、事業する側とメンテナンスする会社が別々である状態が国としても把握しているということの中で、メンテナンスというのは太陽光施設を運転していく上で重要な仕事であると。そこに仕事として受託的にやられてはいないでしょうか。性能評価だけで第三者的に見るものは大丈夫だということだけではなくて、そういうことはいかなものなのでしょうかとちょっと疑問に感じましたので、事業の中の1パーツだと感じたんですね。それはいかがでしょうか。

(副委員長) 只今のお話ありがとうございます。私ども元々はプラスチック材料の試験評価というところから始まり、今は太陽光パネル、或いは太陽光発電の試験評価をやっています。今メンテナンスというお話をいただいたのですが、メンテナンスというのは非常に広い範囲でメンテナンスといいますが、私どもは今、岩下の小学校跡のところを借りてやっているのですけれども、そこにトラックが1台止まっています。そちらは移動式のPVラボという、トラックの後ろのボディの中に太陽光パネルの精密な測定ができる装置を積んで、それを現地に行って太陽光パネルの測定をします。屋外で測定すると太陽光、日光で測定するのですが、そうするとできない温度になってしまったり、太陽光の光のその左の光になってしまったり。ただ、装置を使うと毎回同じ温度で同じ光で測定することができる。要するに劣化を精密に見ることができるということで、今日国内で我々しかやっていません。そういったところで、メンテナンスという定期的な出力測定をして、出力の劣化を適正に見て、もし必要があればモジュール、パネルメーカーに上げてくださいと、そういったところのメンテナンスといったところになります。ですから、どういうところでメンテナンスと仰っているのかわかりませんが、厳密にどこかの事業者と契約してそこをメンテナンスしていくという方法ではなくて、必要に応じて行き、出力を確認するといった作業になります。

(委員) 同じホームページの中に、顧客情報、こういう業種がお客さんです、会社名は出さないけども、一番最後の下のところにメガソーラーEPC、そういう事業のお客さんです。ということは、メガソーラーをやっているEPC、EPCというのはEngineering(設計)とProcurement(調達)とConstruction(建設)ということですが、そういう会社さんもお客さんですと書いてある。ということは、パネルに関しての今みたいな精度検査をやることを仕事にしてやるのか、施設ができた後にメンテナンスをしてやっていくのか、その辺がよくはわかりません。お聞きしたい。

(副委員長) それはどちらもあり得まして、私どもはまず受け入れ検査ということで、中国から入ってきたパネルが多いのですが、それをそのまま設置するのではなく、ちゃんと出力を確認してくださいということで、先ほどのサービス、それから定期的に発電しながらどんどん劣化していきますので、どれくらい劣化したのかというのをちゃんと見てくださいねと。これが健全な太陽光発電を維持したいといったところのサービスです。これは、発電事業者からいただくケー

スも多いかと思えます。或いはメンテナンスの事業者からいただくケースも多いかと思えます。ですから、どちらの場合もあり得ます。更に言いますと、我々材料から最終事業者まですべてにわたってお客様になっておりますので、色々な形での試験・サービスという形でやっております。更にもう一点だけ言わせてもらいますと、私どもはISO、IEC17025という試験機関のISOをしっかりと取っておりますので、公正性は国際的にも認められております。以上です。

(議長) あと、個々に対する情報も後日お願いします。

(委員) 今委員長、副委員長について色々異論があるようですが、少なくともこのお二人の役について、特に副委員長が対象になっていますが、副委員長は、きちっと自分は太陽光に関わった仕事をやっていますということを隠していたわけではなくて言ったんですね。言った中で皆さんで議論して結果的には民主的な方法で副委員長を選んだということになりますので、このように前回決まったことを何か覆すような会議をやっておりますと、なかなか前に進まない。こういう状況になってしまうような懸念が私はあるのですが、是非そういうことがなくて、前に進める必要があるのではないかと思います。そしてこれは私の考えですが、確か学識経験者について、委員から学者委員をという話になったのですが、確か学者の先生方も当然そのうちの見識があるわけですから学識経験者であります。今例えば副委員長が例に挙がっていますが、副委員長が何か違法なことをやっているなら問題があると思うのですが、太陽光というのは、あえて私が今更言うまでもありませんが、国が再生可能エネルギーを進めるべきだという形でやっているわけですから、これは決して違法ではないわけです。また、それも現場でやっている側ですから、そういう面から考えると、学識経験者であるという点で、私は決してこの選任については問題はない。それで前回色々議論する中で納得したかどうかはともかく、皆さんの民主的な方法で選び、きちっとやりますと言っているわけですから、まずお二人にやってみていただいてそこで問題があったらまたそこで罷免するとか何か方法があるのですが、やりもしないうちからお二人の個人的なことまで掘り返して色々言うことは少し問題があるのではないかと私は思います。ですから、前回選ばれたのですからまずお二人に委員長、副委員長で進めていただきまして、それを評価してもし問題があればまた是非議論していただいたほうがいいのかなと思います。いかがでしょうか。

(議長) どうぞ。

(委員) 座ったままで失礼します。市民側の委員のお三方の発言に委員のご発言を受け継いで一点だけ事務局にご質問したいです。一回目はああいう形で終わりましたので発言の機会がなかったかと判断いたしました。私たちに託された課題のテーマはソーラーパネルの推進か規制か、或いは関連する問題か、それを煮詰めるという点だったかと思いますが、いずれにいたしましても、市民の立場或いは北杜市の要綱や条例上にも自然との関わり、暮らしとの関わりが謳



われているわけでございます。そういう点から言いましても今まさに更に小さなパネルからメガソーラーが建設されつつあるという問題に立ち至っているわけございまして、そこには生態系の問題とか水の問題とかパネルそのもの、電気の問題とかこういう専門性について私たち市民に知恵を与えてくれる専門的な委員が必要ではないかなと思いました。その点について、考察はどのようにされたのかお話をしていただきたいと思えます。以上です。

(議長)

はい。

(委員)

委員が仰ったことよくわかります。(先の)委員が仰った形の中での委員が決まりましたという格好、これは認識していただいていると思えます。委員は前に進んでいただきたいという発言の後にご質問があったわけですが、もしそういう先生が必要であるならば、そのときに召集をかけていただくという形の中で、事務局はそれができるはずで、その確認をしてください。

(事務局)

委員の仰るとおりです。関係者を呼んで意見を聞くこともできますので、もし議論の中で専門の方が必要であれば、事務局でお願いして、そういった形でお応えすることができます。以上です。

(議長)

他によろしいですか。どうぞ。

(委員)

私も選ばれた方々について、どうこう今日言うわけではなくて、私の批判的な意見は市長に向かっていて、先ほどの発言はどうしてこういう人を選んだのかという意味で言いました。中立的な立場で是非頑張っていたいただきたいということを言いました。今、委員が言われたように市民の中で、動植物への影響は大丈夫なのかなという意見もあるわけだから、例えばそういう先生、土砂災害とか電磁波のことを心配する方もいますよね。或いは防災のことを専門に研究されている先生などを選んでもらえるのかなと思ったという意見を、感想を言ったまでです。今、委員が仰いました、この第8条の中に、委員会が必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができるという関係者の出席という項目がありますから、今事務局が言ったように、是非私たちもそういう先生を具体的に提案させていただきたいと思えますので、そういう条例を議会に活かしてもらえればという趣旨です。

(議長)

どうぞ。

(委員)

時間も限られていますので、あまり長く話したくないと思っておりますが、皆さんが思ったように、私自身も学識経験者というのは研究されている方とか、個々の専門知識を持っておられる方ということを考えていたので、少し業者さんということにはびっくりいたしました。ただ、前回私たちは傍聴者とまったく同じ段階で資料をいただいています。ですから、そのときに見てびっくりしたという状態なので、なかなかその場で思い切った意見は言えなかったし、知識もありませんでした。私は前回の後に、この中でもある委員さん、学識経験者の方のフェイスブックを拝見いたしました。そこに半年ほど前に太陽光の設置に反対する市民に対して、大変強い批判、一番びっくりしたのは太陽光と原発は代替エネルギーであるというような議論でお話をされていました。

太陽光設置に反対するのであれば、原発の隣に住めばいいと書かれていました。今まで私は多くの住民の方とお話している中で、泣き寝入りを余儀なくされている山のような住民の方が皆事業者から言われたんです。反対するんだったら原発の隣に住めばいいと。これはあまりにも単純でこんな簡単なものではないのです。傍聴に来ている方々も多く知識をお持ちでしょうから、太陽光が原発の代替エネルギーにならないことはわかっているはずなのです。ベースロード電源には残念ながらもありません。確かに補完的には役割はしています。ただ、太陽光をやるにあたって、揚水発電、火力発電、このバックアップ電源がなければ太陽光はできないのです。自立した安定電源ではないのです。そんなことは多くの方は今更言うまでもなくわかっているでしょうけれども、この太陽光が増えれば増えるほど、このバックアップ電源の調整費用は莫大にかかります。それは資源エネルギー庁の有識者会議にも十分話されていることです。こういった基本的なことがお分かりにならない方が何故学識経験者なのか、私は非常に素朴な疑問を持っています。そして、先ほど委員の仰ったように過去の決めたものについて文句を言うつもりもないですし、民主的に決められたこともわかります。ただこのような意見を持っている方が委員になっている。それも事業者であればわかります。ただ学識経験者として私たちが意見を拝聴する中で、何故という思いを、基本的な疑問を持ちながらこれからの議論をしていかなければならないということをととても残念に思っております。

(議長) これはご意見ということでよろしいですか。他にございますか。

(委員) 私は、今の太陽光発電の現状は、東日本大震災以来、脱原発や再生可能エネルギーということで、その中で水力発電、風力発電もありますが、太陽光が9割を占めています。北杜市においては、日照権が日本一ということで、私は日本一の勢いで立地が進んでいると思っております。そうした中で、今まで経済産業省が平成24年の7月に買い取り価格を42円にして太陽光を進めてきました。そして、昨年の6月にFIT法を改正いたしました。勿論、今まで国は脱原発で再生可能エネルギーを進めるには賛成で、進めてきました。国も、建築基準法で本来太陽光発電施設は工作物になっていたわけですが、推進するために特例除外をして進めてきました。そして、29年3月現在で北杜市の認定件数が5,038件で、約1,500件が稼働しており、3,500件が未稼働件数です。その中で、国も地域でのトラブルや景観を害する等、色々な問題が発生してきました。その中で北杜市においても、指導要綱を作りました。それがきちんと指導できていればいいのですが、指導要綱はできる規定なので本来的には業者が指導要綱をきちんと見て、正しく立地すればいいわけですが、一部の事業者の中には、例えば防災対策、地域住民との合意形成、話をしないで突然建てたケースがあるから、私たちが議会の有志で条例提案した経緯もあります。そして私は今回、検討委員会が設立され、先ほど色々議論がありました。まず第一に、本来の議論を進めたいということで少し提案をさせ

ていただきます。

まず地上に設置した太陽光について、本市の現状を把握して共通の理解を得るためには、まず問題のある施設が設置された現場を見ることが必要であり、まず委員会として全部は見られないと思いますが、限られた時間の中で現地を見ることから始めていただきたい。百聞は一見にしかずという言葉があります。現地の状況を見た中で委員の皆さんと共有したい。そして、なぜ指導要綱でなくて、法的なルール作りが必要なのか。先ほども言ったように、指導要綱はできる規定で法的な拘束力がないのに、一部の業者が指導に従っていないということを私は認識しています。そして、現状のままでこのまま続けると、北杜市は一体どうなってしまうのか。本市の20年後の姿はどうなってしまうのか、大変危惧しております。そして、やはり北杜市は人と自然と文化が躍動する環境創造都市です。景観条例もあります。まちづくり条例もあります。その中で、両方の条例で北杜の美しい景観を守っていこうと謳っています。ただし、そういった指導、見解は法律や上位法がきちんとできればいいということとはわかります。しかし、それを待っていたのでは、その点は少し時間的に経ったようですが、そこを私は提案したいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

はい。意見どうぞ。

(委員)

委員長にお伺いしたいのですが、先ほど正副委員長の選任の件について色々議論されていたのですが、もうそれは終わり、今度意見を聞くという段階に移ったとご理解してよろしいでしょうか。

(議長)

はい。仰るとおりでございます。

(委員)

そうすると、3分という時間を守るように進行を是非よろしくお願ひしたいと思ひます。そこで、私も色々と思ひを聞ひている中で、それぞれ皆さん方は非常に知識を持ち、研究されていると思ひますが、多少ズレがあるかなと思ひます。そこでこの問題につきましては、行政も一生懸命に取り組んで指導要綱を作ったり、景観条例の改正をしたり努力をしています。また、議会も色々な形で国に意見書を出したり、行政との連携を取りながらチェックをし意見を言ひ、共に何とか北杜市のこの問題をよい方向に解決しようと思ひしております。それにまた、住民の皆さんも本当に要望書を出すとか、色々な形で現地調査をする中で頑張ってきております。この問題については、それぞれの皆さんがそれぞれの立場で、ある期間一生懸命頑張ってきている成果があつて、その集大成として今日の会議があり、これから議論になっていくと思ひます。そこでそれぞれについて、本来我々が言う前に行政から、今までこの問題についてどういふ動きがあつたのか、それらに対してどう対応していったのか、これらの説明があると思ひたのですが、ないので意見を交換する前にそこをきちんと共通認識として持つておくほうが、より効率的な議論ができるのではないかとと思ひますがいかがでしょうか。

(議長)

事務局、只今の意見に関する説明をお願いします。

(事務局)

本来そういった資料もあればわかりやすいと思ひますが、用意していません

もので、しばらくお待ちください。会議用に作ったものではありませんが今までの流れがわかるものを印刷して参りますのでお時間を10分ほどいただき、準備でき次第説明をさせていただければと思います。議事を進めていただければと思います。よろしいでしょうか。

(議長) 10分ほどですね。なるべく急いでください。委員お願いします。

(委員) 先ほど委員から委員の視察の提案があったのですが、まずはそれをやるべきかどうかについて皆さん議論したらどうでしょうか。

(議長) どうぞ。

(委員) いい意見だと思います。ですからまず、私が提案したいのは、今まで皆さんがどういうことをやってきて今どうなっているのか現状を把握して、その次には現場を見ることも必要でしょう。それに、やはりこれは国が方針を出してそれに従ってずっとやってきているわけですね。では国はどのような考えで太陽光を進め、これからどのような考えをしているのかということをお我々は知りたいので、まず、これからどういうふうに進めていくのか、それについて皆さんの議論を聞きたいです。

(議長) それでは資料が挙上されてくる前ですので、それについての意見でよろしいですか。

(委員) 今それぞれの意見を言う時間ですよ。途中から来たもので流れがわからないのですが、それぞれの意見を用意してくるものだと思って、3分間の文章を作ってきたのですがよろしいでしょうか。

(議長) 只今の委員の意見に対する意見を皆様に求めたのですが…。

(委員) この席で自分が言いたいのは、それぞれの委員がこの委員会でどんな意見を持っているのかをまずそれぞれ3分ずつ述べるのかと思い、今日来たんですよ。それで、お互いにやり取りしていると時間がかかるので、それも意見なのですが、それぞれが意見を持ち寄り、それに対して質問や指摘をすればいいので、私は多分3分与えられると思って3分間の文章をわざわざ作って持ってきたんですよ。まず自分の意見を発表させてもらえますか。それでもって意見のやり取りをしたいと思います。

(議長) 3分ずつで順番という場ではなくなったので、それぞれ挙手をいただいて、ご意見やご質問を述べていただくという話になっております。

(委員) では意見を言いたいのですがいいですか。

(議長) 今は(先の)委員の意見に対する意見を求めていますので、もう一度委員よろしいですか。お願いします。

(委員) 繰り返になってしまいますが、今仰るように我々の意見をということですから、3分間くらいの意見を皆さん持ってきていると思います。しかしながら、これらの皆さんの意見をただ聞いていてもそれがバラバラになって時間の無駄になっていけませんし、効率的な運営ができなくなってもいけないので、基本的な部分については共通認識を持つ必要があるのではないかという点を私は提案したわけです。それについては、今まで皆さん方、それぞれのお立場

でこの太陽光問題については調査したり研究したり要望したり、また、行政もそれをしっかり受け止めて指導要綱を作ったり、景観条例を改正したりやってきております。まずそこについて、経過をきちんと説明していただき、共通認識を持ってしたらどうか、私が提案させていただいたのですが。そうしたら委員から、現地だっただけ見る必要があるのではないかという話がありましたので、それならまず進め方について皆さん方の意見を聞いたらいかがでしょうかということになっていきますので、その点はまだ待っていただいたほうがよろしいのかなと思います。

(議長) どうぞ。

(委員) 今回の委員の意見には基本的に賛成します。この議事は、太陽光等再生可能エネルギー発電設備についてというのは、委員会の共通の題名ですので、これだけだと中身がわからないので、基本的な進行の仕方、大枠だけでも決めていくことは重要だと思います。そこで私としては、20人の方がいらっしゃって、皆さんそれぞれ調べていらっしゃったり色々ありますが、まず共通の認識を持つ。例えばお魚について話すのにイワシだと思っている人とクジラだと思っている人とは、どうやっても最後になったら意見が平行線になります。ですからまず、現状認識、事務局の方も含め、そしてその中ではやはり現場を見ていただきたい。私たちのホームページでも写真を出していますが、多くの方にご案内し、現場に立っていただかないとわからない。そして、皆さん住んでいらっしゃる中で、いつも通過していますと仰っても、降りてみてここはどういう事情で住民の方とトラブルになっているかとか、そういった説明を受けないとわからない部分が必ずございます。ですから是非、もう一度皆で現状を見ていただきたいですし、そして住民の方から私も沢山話を聞きました。どういった問題が起きていたのか、景観の問題、防災の問題、将来の廃棄の問題、色々な問題があります。そういったものを全部出して、まず現状を皆で共通認識を持つ。そして、その中で次に問題点を洗い出す。その中で自治体として何ができるのか。それとも砂防法の問題や森林法の問題、建築基準法の問題だったりについては国に提言をする必要はあるのか。それから県と話をする必要はあるのか。そういったことをまず問題点の整理をする。そしてその中で優先順位を決めて、自治体としてまず対応しなければ間に合わなくなるものについて話していく。そして、最終的に太陽光の問題というのは本当に色々な問題が絡んでいます。農地法の問題や地権者がなぜ太陽光に土地を貸さなければいけないのかということも考えれば、農地法の問題や山林の維持に関してだったり、色々な問題が出てくるので、そういったことはその後にもまた話していくということで、やはり問題の認識、問題の洗い出し、それに対して自治体として何ができるか、そういったことの順番でやっていくのがいいのではないかと思います。

(議長) はい。委員。

(委員) 今後どういう役目を果たしていくか、恐らく今もテーマになっていると思いま

す。それで現地視察をするべきだということには大賛成です。僕の見えていない所が若干あると思いますので是非見たいと思います。もう一つ、根本的な役目をどう与えられているかということをして今日は是非言いたいと思って来たのですが、任期は私たちに2年あります。最終的に市長に太陽光発電についての提言をするという役目を持っています。皆さん仰るように、2年後に提言しても、どんどん進んでいますから、これでは遅いということを皆さん同感されると思います。私は、最終的な結論をここで出して1回だけの提言をするというイメージではなくて、一致できることがあれば何回でも市長に提言するという役目をこの委員会が果たすべきだと個人的に強く思います。例えば、まちづくり推進課のフェンスがついたかどうかを始終巡ってチェックを3月31日までしなければいけない。2人や3人の職員だととてもできないんです。今職員の人事配置というのはそろそろ話が始まって、4月の1日から新しい課に属していくわけですが、まちづくり推進課を5人にすべきだ、8人にすべきだという提言をここでできるとすれば、市長にそういうことを提言しなければ間に合いません。議会は12月、3月、6月、9月しかありません。例えば条例を議論するについても、そんなにのんびりやっていたなら全然役目は果たせません。是非先の提案で今後この委員会がどういうことをすべきかということ、是非そういう立場で一致した結論が出ればその都度市長に提言するという委員会であってほしいというふうに、今後のあり方という今テーマがございましたから、委員会に意見を言わせてもらいました。

(議長) 委員、お願いします。

(委員) 進め方について、委員が仰ったような形でいいのではないかなと思っています。いずれにしても、色々な意見が皆さん勉強してくるから、先ほど委員が仰ったような形の中で勉強というのもあるわけですが、私自身もやはり認識が違うことがあるように感じています。やはり議論をしていく中では共通認識があった中で色々話をしていくと最終的に早くというお話しがありますが、それを早くするためにも急がば回れというような形の中で、最初のベース、スタートをしっかりやっていくことが一番いいということで、先ほど委員が仰ったように、事務局も今までの経過の流れの中で、しっかり第一に出しておくべきだったというところはあるわけですが、今用意してくれているようですから、それをまず聞いて、そして現地なら現地、そういうものをしっかり見させていただく、そして自分たちの意見を出し議論していく、そういった格好に持っていつてもらえればいいと思います。よろしくお願いします。

(議長) はい。委員。

(委員) 何度も皆さんのご意見と重なるかと思いますが、皆さんがお話されている内容で僕も基本的には賛成の立場です。とにかくスピード感を持ってやっていると、現在進行形でどんどん太陽光が動いていますので、まずこの第二回の委員会もスピード感を持ちながら、一ヶ月程度時間がかかっているの、それこそ現地に行くということであれば、極論ですが、今日の午後行くとか、それ

くらいのスピード感を持って対応していただけるような形にしていればと強く思っています。そういった、特に学識経験者で遠くからいらしている方々というのは、北杜の現状はまだわからないこともあるかと思えますので、特にお二方はしっかりと北杜市の現状を見ていただければと思っております。それと、委員が仰ったような段階を経てどんどん提言をしていくという意見には私も賛成ですので、その点は決まったことがあれば順次スピード感を持ってしていただいたらどうかと思っております。以上です。

(議長)

はい。どうぞ。

(委員)

この委員会での意見をまとめてきましたが、まず、条例を作るための提言をすることが目的だと聞いていたのですが、太陽光発電独自の条例を作ることが果たして間に合うのかどうか。今スピード感を持ってやっていますが、北杜市には既に景観条例が存在しまして、その中で規制できることも結構あると思うんですね。それで、私が今特に問題となるのは建ぺい率の問題であると思っています。太陽光を設置する場合に、建ぺい率を40%で規制すればできる業者がかなり減ると思うんですね。私は地元の会社ですから、自主的に建ぺい率が40%になるようにパネルを配置しています。必ず6割は余白を残しています。だから、外から入ってくる業者はすごい目一杯パネルと並べているので、40%にするとそういったものを景観条例ですぐに規制できると思います。あとは、道路からの後退距離を5mとか色々な規定があるので、すべて太陽光に適用すればかなり規制ができると。そういうことができるかどうか検討していただきたい。新しい法律を作るにはエネルギーがいりますからね。最初に太陽光が景観条例に適用されるかどうかすごい大変でした。私も、もし適用されたら建ぺい率が4割、5割になってしまうから大変だという意識がありましたが、今になって思えば適用しておいたほうがよかったと思います。私はこのような状況は想定していなかったもので、それを検討したかどうか。それから、今の指導要綱の困った問題として、地域住民に対する説明の項目に具体性が欠けると。誰にどのように説明をすればよいか、明確にするべきか、また何をもちて説明が完了したかを明確にしてほしい。地域住民が疑問に思う項目に、太陽光発電全般に関するものがある。例えば、パネルが壊れたとき有害物質がどのように影響するのか、太陽電池を廃棄するときの問題など、本来ならメーカーや業界団体が説明すべき項目も含まれている。そのような部分は、専門家がいますのでこの検討委員会でマニュアル化していただき、市の見解とかこの委員会の見解を出していただければいいかなと思います。三つ目は、検討委員会自体に対する、これからどのように進めていけばよいかということですが、今近隣に太陽光ができて困っている方がいっぱいいらっしゃるということで、その問題について条例を作ることで間に合わない。現場サイドの問題なので、個別の案件を取り扱うワーキンググループを委員会の中で作ったらどうかという意見です。20名全員で動くのではなく、ワーキンググループに分けて役割分担をし、個別の問題を扱うグループ、条例化のグループ、

現地の具体的な問題を検討するグループなどの色々な役割分担を作ったら、20人全員で動くよりはよりスピーディーかなという意見です。

(議長) 途中で大変申し訳ありませんが、資料が出来上がったようですので、ここで事務局よろしいですか。配布物がございますか。

(事務局) 配布させていただきます。

(委員) 今回の委員の話の流れに反するところがありますが、内容は大変いかなものかと思えます。委員長に進め方の基本で、皆さんに共通認識を徹底させていただきたいのは、今日は終わり時間が書いてありません。事務局の配慮だと思います。それから先ほど委員が仰ったように、協議には何々についてというあほらしい内容になるという、これも委員長に対する配慮です。だから、それに対してどうだということをお話をしていただく。基本的には今日は自由な討論だという話が出ましたけれども、前回時間がなかったのでご挨拶できなかったんです。今日はちゃんと会長が挨拶という役割を果たしたのですが、実際には事務局から3分以内ということです。是非文章で次回までに市長がどうしてほしいということに対して、その委員会の代表者として私はこう思うのだということは自由ですが、それを出していただかないと、どうこうという話が延々と続くわけです。それに対するご指摘を既に事務局に出してあります。事務局に出してあるけれども、事務局はそれは大したことがないということで皆さんに配布しなかったわけです。委員だったら、自分で資料をコピーして皆さんに回すか、事務局にコピーして回してくれと仰れば、それだけ立派な文章が手元になかったらわからないじゃないですか。私なんか頭が悪いから。これだけちょっと事務的な手続きとして、是非委員長、これだけやるよということ、少なくとも今日は何をやるよということ、今から5分くらい休憩をして読んでねという休憩用意をお願いします。

(議長) 本日の閉会の予定時刻はございますか。

(事務局) 12時を予定しております。

(議長) 記載しておりませんでしたので私の勝手なところ、10時から始まっておりますのでお昼には閉会かなと思っておりますので、今日12時をもって閉会ということにさせていただきます。資料が届いたようでございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局) 【資料説明】

(議長) 何かこの資料の中でご意見ご質問等ございましたらお願いします。

(委員) この委員会の設置について、この資料だけだと細かい説明が無かったものから、これだけだと共通の認識を持つのも難しいなと思うのですが、これは国の状況の中で改正FIT法の中で事業計画の認定申請書の提出ということが書いてあります。これは今年の9月ということでも明記してあるようですが、今現在、10月に公表されたものでもよかったのですが、今11月の末になってきたところで、ここについての認定の申請件数についてはどれくらいかについて教えてもらいたい。



- (議長) 事務局お願いします。
- (事務局) 只今の委員のご質問ですが、我々でも確認等々しているところですが、金曜日の確認を怠っているわけですが、公表の動きはないと考えております。第一弾の公表については、914件、北杜市の中の認定をすべて了した発電設備が公表となっているところでございます。今後については注意を払いながら確認を取っていきたいと考えております。以上です。
- (議長) よろしいですか。はい、委員。
- (委員) 国が出さないから仕方がないというような話ですが、基本的には国とのやり取りをしていただいていると思います。9月末の基準の中で途中までわかって後がわからないというところがよくわからないのですが、国の見解というのは何で出さないんですかね。
- (議長) 事務局どうぞ。
- (事務局) 我々の認識といたしましては、その業務を現在進めていると考えております。そのため、事業計画の認定という手続きが終了していないと考えております。以上です。
- (議長) はい、どうぞ。
- (委員) 今の914件のことで業者側から説明させていただきますが、まだ認定が下りていないところがかかなりあります。今処理中というか、今年一杯くらいかかるようです。沢山事業計画の認定の申請が出ていて結構遅れています。まだやっているのが一部あります。最終的に12月末くらいまでには全部の認定が終わるにはかかるのではないかと解釈しております。以上です。
- (議長) はい、委員。
- (委員) もう一度数値的な確認をしたいのですが、先ほどから話が出てくるように、北杜市は5,000ちょっとという数字があって、約3割の1,500という数字が出ましたね。あと914という形の中で、この数値的整理をするためにちょっとその説明をしてください。
- (議長) 事務局、説明をお願いします。
- (事務局) 公表されているのは914件と先ほど申し上げました。ただ、第一回の資料の80数ページ頃でしょうか、北杜市内の認定状況ということで、本日も委員から件数については仰っていただいた、その数字が5,038件。運転開始済みの設備が1,510件ほどであったというふうに考えております。それは平成29年の3月時点での認定の状況ということになっております。本来であれば、平成29年の4月の認定情報もそろそろ公表されてもいいのかなと考えているのですが、そこがちょっと遅れているなという感があります。と申しますのも、恐らくFIT法を改正したのが4月1日ということになりますので、みなし認定、既に認定を受けている発電設備も新制度に移行するという中で、その手続き等、国のほうでも準備を進めていながら認定取得者の認定情報、事業計画の認定申請を受け付けています。そういう手続きが北杜市だけでも5,000、全国では何件なのか相対数はわかりませんが、膨大な数字をすべ

て国で処理しているということで、実際には追いついていないのかなというところがあるかと思います。またF I T法で公表をするということになっていきます。恐らく、今年度中に公表しないとF I T法の手続き上も国にも支障があり、法令的にも問題や異議が出てきてしまうということなので、現在その認定の手続きを急がれているというふうに考えております。ですので、今後どのタイミングで出てくるかというのは、国に聞いてはいたいのですが、必要に応じて確認をしていきたいと考えております。以上です。

(議長) これまでの議論の中で資料の説明がありました。皆様の大方のご意向が共通の認識という一つのキーワードがございました。時間も少し余裕がございましたが、現状の認識、現地視察などを進めていくべきではないかということや、自治体、国、県の対応だとか会議についても多様な調査、研究なども必要というふうなところもございました。そのようなことを進めながら、今後どうしていくかということはこの検討委員会では検討していくというふうな形になるかというふうに思っております。実際に行なう現地視察などについては、多様な方法があると思いますので、その中で方法、手段についてはご意見を出していただいて進めていっていただけたらと思います。また、先ほど意見の中にもございました、国や県などの関係機関に働きかけや、資料の提示等もするのであれば、そのような方々、あるいは関係者をこの検討会で意見を伺っておいたほうがよいのかなというふうなところもございましたが、そのような方をこの検討会に招いても、また皆様から関係者への質問などというふうな場を持つということになりますと、要約しなければなりません。事務局ではそういうふうな関係者を呼ぶことは可能ですか。

(事務局) 当然、国であればF I T法関係者である、エネルギー庁を呼ぶことは可能だと思います。また必要があれば、先ほど言ったこういったことでこういった方が必要ということがあれば、具体的に言っていただければ打診をさせていただきます。以上です。

(議長) どうでしょう皆さん、そういう関係者もお呼びできるということですが、先に現地を見ながら検討する中で意見を深めていって、その後に関係者を呼んで、また皆さんから関係者に対する質問を投げかけたり資料を提示してもらうという順番がよろしいか、そここのところの具体的な流れをもしございましたら委員のほうからお願いします。どうぞ。

(委員) まず最初に、私たちの認識を共通にする。そこをきちんと押さえないと、国の方を呼んで皆がバラバラなことを言っても大変時間が無駄になりますし、今資源エネルギー庁の方は、毎晩ほぼ徹夜でやっておられますので、今90万件の審査をしているところですからそれはとても難しいかと思います。まず自分たちの認識をきちんとする、そして自治体として急いでやらなければいけないことを最初にやりながら、そこでどうしても自治体ではできないこと、国や県でなければいけないこと、それらを整理した上でやらないと時間の無駄になってしまい、来ていただいた方にも失礼ではないかなと思います。私はま

ず次回の話し合いの前に、皆さんの現地視察を是非お願いしたい。これだけの人数ですので、これを分けてやるのかどういった形でやるのか。私自身は今まで何十回と現地をご案内しているので、いつでも時間の都合が合えば協力させていただきたいと思いますし、まずそれをしてからでないと、私自身考えているのは、次回に市民の側から今までどういった問題があったか、これからどういった懸念を持たれてるのか、説明会の問題がありますが、では実際に一本道路が離れているから、たった5mですが一切説明を受けられなかったなど、色々な問題があります。そういったことを具体的にお示しできればと思っております。ですからまず次回までに、どうやって現地を視察していただくか、そして次回に市民が今設置によってどんな問題に直面しているかというのを具体的にお話できるような場を作ってください、そこに対して実際に住民の方が事業者の間に立って、市の方も色々問題に対処していると思うので、市民の側からだけではなく、市は何故設置要綱やガイドラインがありながら結果としてこういうふうになっているのかとか、そういった説明もいただければより理解が深まるかと思うので。その上で、市として何ができるか、若しくは条例にすることができるものはどういったものなのかといった、具体的な検討ができるのではないかと思います。まず現状の問題をきちんと把握しないと、前回委員が立法事実ということを仰いましたが、何が問題でこれを解決しなければ、どうしても条例がなければ解決しなければならない問題というのはクリアにならないと思うので、それを是非次回お願いしたいと思います。

(議長) ありがとうございます。委員から関連することでワーキンググループといったものが必要かどうかということもございましたが、現地視察ということも皆様のほうからかなり出ておりますが、先ほどのことは質問ということでもよろしいですね。

(委員) 今回の現地視察のことも関係すると思うのですが、20名全員が現地視察をぞろぞろしてもまとまりがつかない。今言ったように現地視察をする前の段階としてある程度資料作りや、視察してもらいたい案件を写真に撮ってまとめるとか、そういう作業が必要なのではないでしょうか。だから今言ったようにワーキンググループでそういう作業をやる方が必要で、そうしないと20名全員で現地視察というと、すごく大変じゃないかなと思って言ったのですがいかがでしょうか。

(議長) ありがとうございます。それに関連することですか。どうぞ。

(委員) 現地視察に関してどういうやり方でやるかというのは、きちんと私も決めていく必要があると思うんですね。例えば、典型的な太陽光発電の問題にある施設を決めて、それを一応全員が見ないと、バラバラに違ったような施設を見ても見解が違ってくる可能性があるんで、代表的な問題にある設備を抽出して、それが10件か20件かよくわかりませんが、それを決めた上で、委員全員が見るとするのは大変なので分けて見ていただくというやり方がいいかと思いません。以上です。

(議長)

どうぞ。

(委員)

関連するかあれですけども、基本的に現地視察をという中で、どこに見に行くのかという話になってくると思うのですが、私自身の意見として、やはり委員の、市民ネットワークに市内で困られている方が相談や連絡、問い合わせをしているかと思えますので、そこで集まった情報の現地を見ていくということはすごく大事になっていくのかなと思います。特に違反のない所を見に行くことよりも、市民が直接困っている方のもとに見に行くということが、すごく大事になってくるのかなと思います。現地を見ないでスライドを作ってというご意見もあったかと思えますが、それも必要だと思えますので、現地を見たと上でそういった整理した資料を例えばスライド形式で出して、ここはこういう状況になっているというような形で、じゃあこれをどうしていこうかという意見交換をしていく必要があるのではないかと思います。以上です。

(議長)

委員。

(委員)

現地視察の件ですが、一応全員でも行くべきだと思います。やはり共通認識という部分で、違うところを見てまた意見が出てもしけませんので、全員で行ったほうが良いと思います。それで、太陽光の話は、皆さんそれぞれやっているので今の段階に置いては別に違法なことをやっているわけではなく、既存の経済行為としてやっているのではないかと思います。そこで我々は広く知る必要があるのではないかと思います。その中で何が今問題になっているのかというのは、やはり5,000件という件数が北杜市にとってもあまりにも多く、面積はわからないからちょっと判断しにくいんですが、量が多すぎるのではないかと。この一点が第一点としてあるわけですが、しかしながら、再認可の申請の段階が914件しかないということは、5,000件が大分減るのかなということもある程度想定できるわけです。それはわからないことですからこっちに置いておいて、中には太陽光についてはすべて反対で、これは駄目だというようなことであればともかく、そうではなくて、国の制度に則って法律の範囲内で設置している、中には良識のある、近隣関係に配慮しながらきちんと設置されている太陽光もあると思います。ですから、見る以上は悪い代表だけを見るのではなくて、できるだけ相対としてどういう状況かという点から見る必要があるので、広くそういう視点から選んで見たほうが良いかと思えます。その点を是非お願いします。それで現地視察の関係ではないのですが、委員の発言の中に疑問点があるのですが、委員はこの検討委員会は条例を作ることが目的だと、こういう発言があったかと思えますが、これはそうではないと私は理解しているのですが。例えば要綱の中にも、3条で所掌事務がありますが、これは市長に提言するわけですが、決して条例を作ることとは書いてありませんし、市長の挨拶の中でも条例化を含めてやってほしいという発言であります。なので、条例を作るも作らないもこの会議で検討して、必要性があればそれを提言するような形で、そこを少し誤解しているのかなという部分と、少し委員は私たちに求められているものをやたらと広げてしまうよう

な部分を感じましたので、審議会の我々に課せられたことは何なのかということ、この設置目的と所掌事務の中で判断していただきたいと思います。

(議長)

委員をお願いします。

(委員)

今の委員の話を受けてですが、今発言の中で少し心配しているのは、北杜市の太陽光設備の設置について違反だという言葉が出たものですから、基本的に私の認識としては、法律や条例に違反したものが無いという理解をしています。ですから、おそらく懸念はあるという部分は理解はできるけれども、違反だということになると非常にどうなのかなと。ここについて専門家の方、もしご意見があったら一つ伺いをしたいと思います。

(議長)

この件については、法的かなというところもございしますが、専門家ということもございしますが、委員お願いできますか。もう一度繰り返しますが、今現状で北杜市内にある違反めいたというか、そのようなものもあるのですか。

(委員)

法律に違反しているかどうかは事実であって、法律問題ではありません。

(議長)

ということです。

(委員)

私の答えることではないと思いますが、この太陽光設置に関しては、はっきり言って今まともな法律がないというのが現状です。ですから違法かどうかと言われれば、合法でこのようになってしまっているということが問題なので、そこで実効性のある規制が必要ではないかという話が市民から出ているということで。私自身、違法であるものは今のところないと思います。非常に上手く法律の穴を、穴だらけでほとんど網がない状態ですから、合法的に皆さんの迷惑な施設ができていくという現状だと思います。

(議長)

はい、委員。

(委員)

先ほどの共通認識という話をされていますけれど、私はあえてそこを聞かせていただいたわけです。だからそこを、最初からこれは違反だという認識の中で、それで現地視察ということになってくると、色々この中で論議していくのは非常に問題。一応法律に穴があるかどうかは別として、その法律に則った中でやっているのだという一つの認識の中で課題がある。そういう議論をとということで先ほど聞いたのですが、そのこのところだけを承知して皆さんいると思いますが、私としてももう一度そのこのところだけは認識をしていただきたいなという発言をさせていただきます。

(議長)

はい。

(委員)

先ほどの委員のご意見ですが、私はこの委員会というのは、とにかく共通認識として、今の条例や法律で規制し得ない部分が多いから、野放しの太陽光の現状に歯止めをかけるということは、私自身業者としても少し行き過ぎている部分もあると思うので、それをどうにかして整理したいなと、要するに、太陽光を野放しにどんどん作るという状況がよくないと思います。だからさっき言ったように、景観条例で建蔽率が40%、50%とあったので、もしそれが適用できればもっといいものができる。要するに、敷地内に緑地帯を設けて太陽電池パネルが外から見えないようにするとか。景観上、私は日常的に配慮し

ています。工事するときに緑地帯を設けてパネルを見えないようにするよう  
に極力配慮しています。だからそういうような条例があればいいわけですよ  
ね。それをとにかく作るための委員会だと自分は思うので参加させていただ  
いているのです。私は専門家として、太陽光を作っている側としてどうやれば  
いい施設ができるのかというのをやっぱり仕事としてやりたいですよ。だか  
らこの委員会で、作るなという規制ではなく、いい太陽光を作れる条例を作り  
たいという意味で業者として私は参加させていただいているので、野放しで  
今やっているのはちょっと問題だと。だからそれをどういうふうに変えてい  
くのか。もっと仕事をしたいので業者が仕事をしやすい条例になってほしい  
んですよ。仕事もできるしいいものもできるというように皆がよくなれば  
いいんじゃないかなという意見です。だから、委員の言っていることは少し、  
条例を作らないということは決めてないですよ。作ってもいいし作らなく  
てもいいし、どういうふうにするかですよ。それでよろしいでしょうか。

(議長) 意見が対称ですね。今まで話をした中では条例化ありきということでは  
ないです。そこに至るまでに既に具体的な持っていく方とかはここで色々な意見  
をいただいておりますので、方法・手段というところで調査をしていく段階ま  
できていますので、そこに則ったような形のご意見でない、また元に戻ってし  
まうような形になってしまうと思いますが、その辺はご理解いただけますで  
しょうか。条例化が駄目とかすべきだとか、そういうことではないということ  
です。はい。

(委員) 今委員がルール、今日その弁明を聞く会ではないので、あまり出して  
いただく必要はないのですが、先ほど委員がちゃんと参考用の資料を作ってきた  
と仰っているわけです。それを終わるまでに必要であればコピーをして配布をし  
、それを手元に置いて皆が議論をする。それは議長の判断でできますよね。そ  
うことをしないのかと。それと、今日は12時で終わるということですから、  
次回はいつなんだよと。次回をやるまでに見学会をやってしまわないと、次  
回の話がまとめにいかないわけです。で、次回が想定されるのは議会があるわ  
けです。議会中にもやってもいいのか、議員運営委員の先生方は2人いらっし  
やるわけですから、私たちが議運でもちゃんとやるという確約をここでして  
もらえるのかどうか。その辺まで今日押さえなかったら、またいつになるか分  
からない。一番問題なのは、議事録ですよ。議事録を作るのに外注ではなくて  
課員が一生懸命手伝ってやっていたらいいですよ。こんな話を議事録にす  
るのにすごい時間がかかります。先ほど委員が仰ったように、職員の数を  
増やさないと終わらない。過労死時代にこんな問題を起こしてはいけません  
よ。だから、議事録はあくまで録音データが本旨であって、紙に書いたやつは  
後でいいという判断をするかどうかは委員長責任ですよ。そうしないと、議  
事録ができないと議会が開けない、議会が開けないと次どうしたらいいか  
わからない。そういうことが問われないようにあと30分で決めてください。  
そういうことをお願いします。

- (議長) 今委員から意見がございましたが、ここで検討を行なうにあたって、必要とされるような先ほど申し上げた委員の資料だとか、今後またそのような資料が出てくるかと思いますが、それらを取り次ぎ配布の要領だとかそういったことには何か事務局ではお考えはありますか。
- (事務局) 事務局としてはないです。この委員会の中で決めていただければと思います。
- (議長) それでは、今委員からもございましたから、この場において配布することについて、他の委員の皆様にも事務局を通じて枚数を揃えて配布をして資料にしたらよろしいかと思いますが、それについてはよろしいですか。
- (委員) 一応委員長がちゃんと見てあまりにも意味のない資料を配ったらそれは無駄ですよ。それくらいの判断を瞬間的にしてもらうだけの能力を持ってください。お願いします。
- (議長) 私の見た目だけでの判断はできかねるところはあると思いますが、一応目を通させてさせていただきますが、また事務局と相談をさせていただきます。どうぞ。
- (委員) 今の委員の資料に関してですけれども、ちょっと私は一番最初から理解ができませんのですが、委員は今日3分の一人ずつ話す意見を出す場であるということで資料を用意したと。私たちはそんなことは何も聞いていないのですが、何故一人だけそういうことで用意をされてきているのか、それが疑問です。
- (委員) 別に私がこういう会に慣れているからです。要するに20人いて3分ずつ話せば丁度1時間じゃないですか。それで意見交換をするのかなと。会議の流れとしての自分の色々な想定の中で資料を作ってきたということで、別に決まっていたわけではないので。ちょっと遅れてきたもので色々忙しかったので申し訳なかったです。別にそういうふうなことが決まっていたわけではないのでそう誤解をなさらぬように。要するに、そうでないと会議として成り立たないかなと、良識的な自分の判断です。だから用意してきたということです。
- (議長) ということでございます。あと委員からもありましたが、私としては時間に余裕があると思ひまして、皆様の意見を伺ったところでございますが、刻一刻と時間も過ぎていっていると思います。皆さんの意見も伺いながら、現地の調査、先ほど何回も申し上げましたが具体的に回って歩いて、それとまた違法性があるということはないということの前提の中で、もちろん違法性があるのは設置できるはずがございませんが、どういう状況が今問題視され、どういった課題が今後乗り越えていかなければならないかというところを現地でお話を聞けるようであれば、そのようなところを資料化して次の検討会に活かしていけたらと思います。具体的には次回行なうのか、また全員で回って歩いてみて共有したほうが良いということもございますので、班に分かれることはないようにしたほうが良いという意見もございました。そのところをもう少し残り時間がございますので、そこでもう皆さん大半の意見がまとまりそうでございますので具体的な次の会への方法、現地視察要領等、できる限りもう一度ご意見をいただいて事務局で取りまとめて、次の会までにそういったところの

計画を作っていたいただきたいなと思いますがよろしいですか。はい、委員。

(委員) そのようにやっていただければいいと思います。それで、現地の確認については1回だけではなくて2回、3回やってもいいわけですから、まず第1回をやるということはあるだと思しますので是非やっていただきたい。ということで、私も先ほど触れましたように、中にはここまでやっていただければきちんとしていていいなという施設もあると思うんですよ、ですから、悪いに特出しただけのものを見るだけではなくて、できるだけ全体としてこのような状況だよということを我々は把握したいと思っていますので、その点も配慮した中で、次回は是非現地の確認をお願いしたいと思います。

(議長) ありがとうございます。どうぞ。

(委員) 私が今まで色々現地を回らせていただいた所で、やはり非常にどこも狭いですし、住宅地の間で、そして特にそこに住んでいらっしゃる方は被害にあって非常に悩まれている、うつになっている方もいらっしゃるわけです。ですから物理的な問題として、20名でバスを仕立てるような形で行くというのは大変迷惑です。私が何回も住民の方にお話を聞く中で、こんなに話をしても木1本も植えてもらえない、水が出ても何も変わらない、私たちはどうすればいいのだと毎回言われます。ですから、市民の人たちははっきり言って殆ど見てみずし、市議会議員の方でも色々といらっしゃると思うので、やはり学識経験者のこちらに住んでいらっしゃる方を特に優先して、車2台くらいでわかれて行かないと、止められないところもございます。私自身行って、2台、3台止めるというのも非常に難しい場所もありますので、できれば私もかなりピックアップもできますし、事務局の方とご相談させていただいて、2、3時間で回れるような形でルートを決めて、遠くから来られる方のご都合を伺った上で2回くらいに分けるとか、そういった形でやらせていただくのが現実的ではないかなと思います。

(議長) これについては個別色々なところが出てくるとは思います。逆にそういった場所は既にお分かりになっているようであれば、一旦、次の会に間に合うように事務局にこういう場合がありますというような内容の連絡をもし事前にいただければ、遠方の方だけということで先ほど何回も申し上げたように、ご感想を全員で共有したいというのがまず第一にありましたので、関係のない学識者だけに絞り込むのはどうかなというところもございますので。

(委員) 絞り込むということではなくて、学識経験を優先するということです。

(議長) そうすれば先に申し上げましたように資料を提示させていただいて、事務局にも思案していただいて、割り振りをするようなこともあるということをお願いをしたらどうかと思いますがいかがでしょうか。よろしいですか。

(委員) 今委員から提案があったように、視察について委員が現地についてもものすごくよくわかっておられるので、事務局と委員が相談して視察のツアーの計画を具体的に立ててもらおうということでもいいのではないかと思います。

(議長) はい。



- (委員) 非常にありがとうございます。一番知っている方がやっただけのほうがいいと思いますが、やはり正副委員長がいらっしゃいますから委員と正副委員長と、もしまた意見があればそれぞれ伝えていただくというふうにやっていただいたほうがよろしいかと思います。お願いします。
- (議長) ありがとうございます。それでは、次回に向けての概要や取り組み方については大方意見が出たようですが、そのようにして次回現地に出向くような形になります。
- (委員) 私たちの意見と若干違うのは、次回は次の問題点を洗い出して市民の側から今どういう問題があるかということをお話させていただきたい。これは多分一回では済まないでしょうから、次回の検討委員会の前に現地視察を済ませるというお話で言ったつもりです。
- (議長) 大変申し訳ございません。次回に間に合うように、それまでの間に視察を行なうということですが、タイムスケジュールの都合もございます。年末も差し迫っていますが、それにつきまして皆様ご意見ございますか。
- (委員) 実は現地視察というのは非公式で、第1回委員会の前に既に事務局に私と委員で申し入れて、見せてくださいということで拝見しているのです。それで、これはどこまで申し上げていいのか、スケジュール、時間の制約の関係で、先ほど委員から問題のない所ということだったのですが、私の理解は最終的に今国の法律を守ってやっているのに市に問題が発生しているのだとしたら、それは法律に問題があると考えるのは普通の考え方なので、問題のない所を拝見しても、じゃあ北杜市としてどういう対応が必要なのですかということが出てこないかと思います。事務局でご案内いただいた場所は全部把握し、むしろ我々が知らないままに問題のある所は拝見させていただいたという認識ですので、是非、市民の方々がここは見ておいてほしいというのがあれば、そういったところの場所のご提案をいただければそこを是非拝見したいと思います。
- (議長) はい。
- (委員) 今委員が仰ったように、どこが回ったかというのは事務局が知っているわけですね。事務局にここは案内したよということをお聞きしますので、今コピーしてこのあと10分、15分ありますからコピーしたものを持ってきてください。委員長いいですね。
- (議長) そういった資料が準備できますか。
- (事務局) 場所を特定すればいいということですか。コピーというのが意味がよく分からないのですが。
- (委員) 地図でこのポイントを回ったよというのがあれば、当然ご案内するときにそういうものがあつたわけですね。
- (事務局) 逆に、さっきの話ですと、委員と委員長等で判断してという話だと、回った所を決めるという話の中でというところよろしいですか。
- (議長) 委員、これから回るというところについて、先ほど委員からもご説明いただい

たのですが、そこに関する資料ということでよろしいですか。

(委員) そうではなくて、私は委員が色々ご存知なのだけれども、皆さんにも一応委員が回ったところはここだよといったときに、これじゃ足りないかもというのを後日事務局に言うためには、回った実績の所を我々全員が知っていたほうがいだろうというだけの話です。ですから、できないことをやってくれとは言いませんし、時間を無駄にするようなこともしたくはありません。お願いします。

(議長) 資料に残してあるかということですが。

(事務局) 資料はありませんが、目的とすれば先ほど言ったように回った所以外で問題がある所というような話をしたので、次回回る箇所を、ちょっとここだと固有名詞を言いづらいので言えないのですけれども、必要があれば委員長と委員と相談する中で、次の見る場所を決めればいいのかと思っています。

(議長) よろしいでしょうか。今事務局から先ほどの委員の説明に基づいて、事務局のほうで回るところを提示していただいて、皆様にまた資料は別途配布するということで。

(委員) 一ついいですか。是非そういった形で行く場所を決めていただければと思うのですが、個人的な興味として事務局の皆さんがここは問題だと考えている所がどこなのかすべて知りたい気持ちはありますので、秘密にしないで是非出してほしいと思います。

(委員) 問題になるという言い方は少し問題だと思うのですが。要するに、北杜市の現状の認識を持って、出していただくためにということだけ申し上げただけで、問題になるという所だけ回ってくださいということです。

(議長) どうぞ。

(委員) 今現状を見ることは共通理解を高めるために必要だと思います。色々議論が出ていますが、大体特定していきますと2時間以内くらいで見られる所というのは私たちは下黒澤地内、白井沢地内、小淵沢、あとは急傾斜で災害が起きるのか太陽光の問題がある場所、3箇所くらいをある程度提案します。その辺でしないと進んでいきませんので、そこについてはある程度事務局もわかっていると思いますので、是非その辺3箇所くらいで2時間で回れる所、全員が共通認識で、バラバラで行っても駄目だと。まず実態を見てもらうことが必要だと思います。

(議長) それでは、回って歩くにも皆さんのご都合があるかと思いますが、時間を設定していただいて回りきれそうな箇所を選定するというに基づいて行なうということよろしいですか。

【一同】 異議なし

(事務局) 委員長、1点確認なのですが、現地確認をした後、第3回をやるという方向でよろしいですか。それがちょっとはつきりしなかったのですけれども。

(議長) 順番的な話だと思います。ちょっと私のほうでお話の仕方がまずかったかと思っています。先に視察をして、その後に第3回目の検討会を行なっていくというこ

とですが、それが日を跨いでいいものなのか、同日でもって行なうほうがいいのかについては、それはまた皆さんのご意見が必要になると思います。先ほども申し上げましたが、来月師走になりますので、スケジュール的にも大分切迫していますので、そのところについてあと少し時間がありますのでどちらを選択するのか、日を跨ぐと来年になる可能性も出てきますので、この場で決めるというのはもし難しいようであればすぐにまた前回と同じになりますが、事務局で日程を設定するかという話になりますが、どうしたらよろしいでしょうか。はい、委員。

(委員) 順番として、現地を見て会議を持つというのが当然の順番ですから、極端に言えば日を変えてもいいですし、午前中にやってもいいですし、それで我々も議員という立場であれば、12月は議会が入っていますので非常に厳しくもあります。その中で、行政も勿論あるし皆さん忙しいと思いますから、それについては正副委員長と行政で検討して、適切な日と時間の設定をよろしく願います。

(議長) 委員から、適切な設定を委員、事務局と決めて皆様にお知らせ申し上げるということですが、これでよろしいでしょうか。どうぞ。

(委員) その設定に関しては、委員にも入っていただくということによろしいですね。ツアー計画に関して。先ほどそういうことはいこうということになったと思うのですが。

(議長) どうぞ。

(委員) 場所の設定については委員にお願いするということですから、それは当然入ってもらいます。ただ、やはり正副委員長と事務局があるのですから基本的にはそれでお諮りするということで、あとはこの場で皆さん方が意見・要望があったら述べていただいて、そういうのを配慮してやっていただくというほうがいいのではないのでしょうか。

(議長) 結構ですね。よろしいですか。

(全委員) はい。

(委員) 色々皆さんの共通認識を持つということで、一番最初に委員が発言された通り、そういう方向で進むのは、私は非常に結構だと思います。今現在、全体が5,038件で設置済みが1,510件、これらについて現地確認ということは現状出来ている設置済みの物件を回られるということなのか。あるいは、私は出来たらその今現在914件の認可済みの物件があらうかと思います。先ほど事務局からそういうお話がありまして、風光明媚な自然環境豊かな北杜市に対して、認可済みの物件に対して、こういうところにもできるんだよと、できるかもしれないというふうな場所がありましたら、是非そういうところも合わせて現地確認をお願いできたらなと思います。2回目でも、3回目でもそういう時間が許すのであれば、是非共通認識の中でこれから予定されている5,038件全部認可になれば北杜市にできるということになりますので、皆さん非常に心配されていると。市民の方々がこの素晴らしい景観豊かな北杜を

愛するということが自然環境を次に残していきたい、そういうものをできるだけいい方向でやっていくのは、やはりその辺も合わせて是非視察の中へ入れてほしいなど。そうすると、ルートに余裕があり、いくつかご存知でしたらそういう案件も心に入れておいていただきたいなとそんなふうに思います。よろしくをお願いします。

(議長) はい、どうぞ。

(委員) 先ほど委員から、何事もスピーディーに対応してほしいということであれば、視察日は、例えば今日から10日以内に第1回を行なうとか、そういうとにかく次回までという曖昧ではなく日を決めていただきたいと思います。以上です。

(議長) 関連性がないのですが、先に委員のほうから出ましたが、現在認可済み設置前の案件についても視察の中に含めたらどうかということですが、この辺が可能かどうかについて委員の中でどなたかご意見がありましたら、どうぞ。

(委員) 先ほどの914件というのは、事業計画が出て再認定、みなし認定から本認定に移行したので、設置済みも殆どじゃないかなと思います。先ほども言ったように5,000件の認定が全部作られるかどうかというのは実際問題わからないというか、ましてや認定してこれから着工するのは知る由もないというか、把握できないですね。市としては特に、実際に景観条例の申請が出ないと、どこに作られるかわからないので今の市の条例だと、業者が着工するといって出さないとどこにできるかもわからないのが現状なので、これからできる部分の情報としては出てこないんじゃないかと私は思いますがいかがでしょうか。実際把握するのは難しいかなと思います。

(議長) どうぞ。

(委員) 今のお話ですけれども、確かにすべてを把握するのは私たちはできません。ただ、既に動きがあるもの、今委員が仰っておられる移行認定には移っていない、今委員自身が500kwを2件計画されています。その周りにも別の会社が計画されています。そういったことが住民の方とか事務局の方とかある程度把握しています。そういった把握しているものについて問題があれば是非見たいと思いますし、私たちのできる限りの中で把握できていて、私の中ではほとんどが問題の案件だと思っています。先ほど委員が3件ということ仰いました。ただ、1,500件できているのです。その中で3件だけ見て本当にいい視察ができるのでしょうか。色々な種類の問題があります。土砂災害警戒区域にできているもの、砂防指定区域にできているもの、家の真前にできているもの、色々なものがあります。私たちも今までそういった多くの方をご案内するに当たって、そういった問題をなるべく重ならないように、一つの問題に対して1件見られるような考えでお話いたしました。ただ、やはりそれでも12、13件はどんなに絞ってもあるんです。それをスピーディーにというのは私も最初言いましたが、その理解を無くしては次の段階にいても、いつまで経っても話が平行線になると思いますので、そこについては皆さんお忙

しいとは思いますが、是非お時間を割いていただいて、これがその条例に何が必要なのか一番の要素になると思います。ですから先ほどのお話として、予定地であっても問題がある所があります。そして、まだ設置されていない所でも、ここにできたらとんでもないというような、今実際大泉でも発生しています。ですからそういったものを含めて、すべての問題をいかに短時間でクリアできるかということを考えて、そのツアーを計画したいなと思っております。

(議長) 設置前ということですので、先ほどから違法性がないものであるから設置される、或いは設置される予定ということになっています。設置される前にその当事者に迷惑がかかるまた新たな問題が出ないことを踏まえる形で、そういったところもしわかるようであれば事務局もその情報を取り上げていただいて、視察できるようなものに含めていただければと思います。ちょっとその前に委員から近々に10日以内くらいに視察ができないのかということでしたが、今の意見を伺いますと、準備に多少時間がかかるというようなところもございます。また委員も3件ほどと言いましたが、時間でできる限り回っていただける程度でということでの数字だったかと思いますが、その辺を踏まえて果たしてすぐに可能かどうかということもございますが、僅かしか時間がございませんがその辺につきましてはどうでしょうか。今の話に関連性はございますか。どうぞ。

(委員) 今委員から、私が500kwを2つとありましたが、要するに根拠もないことを、委員会の中で、私まだ500kwは出していませんよ。結局、今北杜市で東電に申請が出せない状態になっているんですよ。それで新しい制度になって、50kw以上のものは東電の受付が事実上出来ていないので一切出せません。

(議長) ちょっとすみません、個別の話は先ほどもございましたが。

(委員) 500kwを出してこれから作るといっても、私はそれはやめましたよ。実際に受け付けられていないものまで計画されているからどうのという意見がここで出ていて、要するに、できていないものを見学するというのは今の制度では事実上不可能です。個人情報だから他の会社がどこに計画をしているかはわからないし、東電も知らないことで。

(議長) まだ案件に挙がっていませんから。

(委員) 私もどこにできるか知りたいです。

(議長) 時間がございませんので戻しますが、次の視察をするというのをどこにもっていくかという非常に悩ましい問題であります。議会も入ってまいります。なるべく早くを作るということでよろしいでしょうか。今から何日にするかという事はちょっと難しいかなとは思いますが

(委員) 次回は年内ですか。

(議長) 次回の委員会については、議会も先ほどのように入ってくるという話も出ていますが、どんな感じでしょうか。私の経験でもどうにもならないかと思えます

が。

- (事務局) 当然、委員長、副委員長、皆様の日程もございますので、ここで例えば年内ですということとは言えません。また当方で相談する中でやらせていただきたいと思っておりますけれども。
- (議長) 先ほどの委員の意見も反映させながら、なるべく早く視察ができるような方法をとっていただきたいなと思います。
- (委員) 事務局の方にお聞きしたいのですが、日程を決めるに当たって委員長副委員長の予定と他の人たちの予定があるとそう仰っていましたが、今日この場、我々に一言もこの日にしたいのですがどうですかという問い合わせがなかったんです。であれば、何を根拠にここから持ち帰って日程を決めなければいけないのか、その理由を説明してください。
- (事務局) 当然、皆さんの都合のいい日を聞いて決めるのが一番よろしいんじゃないかと思うのですが、この20人全員がいい日というのは非常に難しいと。通常、会議になるとどうしても委員長が召集しますので、当然委員長の予定が最優先されると思います。ですから、委員長、副委員長と相談をする中で、早期に日程を決めたいと考えております。以上です。
- (委員) それであれば最低限、ケツを決めましょうよ。今後10日以内にするとか一週間以内にするとか。年内以内にするとか、年内じゃあ遅いですね、12月に議会もあるでしょうし。最低そこまで今日決めていただきたいです。その中で委員長、副委員長のスケジュール、有識者のスケジュールを調整してやってみると。いかがでしょうか。
- (議長) 先ほども話がございましたが、調査をする日と検討委員会が必ずしも同じでなくてもいいということがありますが、その辺も考慮していただきたいと思うのですが。その前に委員。
- (委員) この委員会の開催日の決め方というところでちょっと意見を言わせてもらいたいのですけれども、やはり定足数が満たなければこの会議を開催しても決定した事項が意味がなくなってしまうので、定足数が確実に確保される日が大事になってくるんですね。それで委員皆さんの予定を、例えば1ヶ月もしくは2ヶ月先まで可能な日をリストアップして事前に事務局に送っておく。その定足数に満たされている日にちを優先的に選んで開催日にするというような感じにしていけば、例えば今日、次の開催前までに自分たちの都合のいい時間を事務局に送ります。そうしたときに、次の開催日はどうなるかあれですけど、次の開催日はこの日でもいいですねという確認を最後取れて終われると思うんですね。そうすればより多くの人が出席できる委員会議事が皆の合意のもと決められると思うので、そういう段取りをしていけたらいいんじゃないかなと思いますけれどもどうでしょうか。
- (議長) 個別にして委員会についての開催の決め方ということですね。調査の日は別に除いて。
- (委員) 調査日も一緒でもいいと思います。

- (議長) 調査日も同日というような中で、アンケート取りをするということで、当然成立しなければ同日ですから検討委員会に提出しませんので、それを含めてアンケート取りをして決めていくという方法はどうかという意見が出ました。はい、委員。
- (委員) 今のような決め方、次回は今日決まらないのは当然かもしれませんが、4回目を決める、次の3回目のときは今仰られたように少なくとも委員長、副委員長の都合を事務局とで聞いておいて、この日はどうですかと提案して別れると。裁判が大体そうですよね。原告側と被告側と代理人の弁護士の予定を聞いて、裁判長が決めて次回はこの日と。いうわけですから、そっくり聞かれるとさっき言われたように、ここでこの日は駄目となっちゃうから。議員は6人揃って議会が優先されると思うのですが、それ以外の公的な仕事があるかないかは議会以外の日を決めておいたほうが、第一にここに来ますんでね。それは事務局でわかると思うので是非。それから、4回目の日程の提案は3回目が終わるときにできるように委員長にさせていただいたほうがいいと思います。
- (議長) それは4回目についてのお話ですね。先に3回目の話ですが、3回目の会議が行なわれる時点では4回目の案をある程度出しておくというようなことで、事務局のほうも進めていただきたいと思います。元に戻しまして、チャイムが大きな音で鳴りましたので…。はい。
- (委員) 簡潔に、委員の提案のときもございました。それから（他の）委員のご意見もありますので、それを双方参考として踏まえたほうがよろしいのではないかと今は思いました。それで、議員6名が都合が悪いところは選べないと思います。12月5日の前に現地、そして年内に第3回を。これを何とか事務局の方調整をしていただいております。これが私の意見です。以上です。
- (議長) はい、どうぞ。
- (委員) 委員の意見に賛成します。やはり、できるだけ多くの皆さんの出席がいいと思いますし、4回以降は皆さんの意見があるのですからそれに沿って執行部に準備していただきたいと思います。しかしながら今回、次の会議については事務局も準備がないと思いますので、あまりここで縛ってもなかなか大変な状況もあると思いますから、皆さん現在進行形のをいかに早くやるかということは、皆共通の認識だと思いますので、皆さんの意見も事務局に伝わったと思いますし、正副委員長にも伝わったと思いますから、そういうことを踏まえた中で次の会議は決めていただきたいと思います。4回目以降については、その会議の中で決められるような準備をしてほしいと。そんなことをお願いしたいと思います。
- (議長) 私としましても委員の仰るとおりでございまして、なるべく早くに実現させたいと思います。しかしながら、それぞれ皆様のご都合もございますので、頭の中では早くすることを念頭に、事務局と詰めていきたいなというふうに思いますが、ご賛同いただけますでしょうか。よろしいですか。
- (委員) 事務連絡だけでも、話の中で、委員長の見解を文章で発表していただく

ということと、委員が添付された資料をコピーして皆さんに配布する。この2件に関してはどう処置するんですか。それだけ、後で結構です。今、答えはありません。

(議長) それでは時間となりましたので最後ということですが。

(委員) 第3回目の議題についてちょっと確認したいのですが、議論の中で委員から提案があったように、市民側から問題点をまとめて資料を作って、それを叩き台にして第3回の議事をしたいということでしょうか。

(議長) はい、どうぞ。

(委員) まず現地を確認して問題認識を持ちますよね。それについて議論して進めていかなければなりませんから、まだ市民の方が入ってくるのはちょっと早いような気がしますので、今回は現地を見た結果についていよいよ具体的な議論をできる段階になると思いますので、その段階ではそんな進め方ではないかなと私は思いますが。

(委員) その見ていただいた結果として色々な問題点があると思うんですね。ただそれについては、市民側の委員もよく知っておられるし、そういう意味である程度問題がまとめられているものがあると思うんですよ。それを一応、叩き台として出したほうが私は議論をしやすいんじゃないかと。それが間違っているのか、あるいはもっと他に問題点があるのかという意味で、きちんとした資料としてまとめたものを見ながら問題点を把握していくふうにやったほうがいいと思うので、それを市民側の委員のほうでまとめて、提案したいと思いますので。それが良いか悪いかはその場で議論していただければと。それでよろしいでしょうか。

(議長) 資料提供ということですね。

(委員) 誤解していたらですが、要するに7人の皆さんの意見をまとめて出すということで、私は全然ここにいない人たちの意見を聞くかと誤解しておりましたので。それでは取り下げます。

(議長) それでは、その資料のほうについてはご用意をいただけるということですね。じゃあ事務局のほうも先ほど申しあげましたように、それぞれこの案件だけではなくて皆様から他の委員に出すような資料がございましたら、事務局が取り次ぎますのでまたよろしくお願いします。それでは、2時間10分ほど過ぎましたが皆様にご協力いただきまして第2回目の委員会を終了となりました。ご協力いただきましてありがとうございました。

## 9 閉会

会議終了 午後0時12分